

船舶事故等調査報告書

平成21年5月28日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009仙第10号	
事故等名	漁船第八十八萬漁丸運航不能(機関損傷)	
発生年月日時刻	平成20年8月6日10時00分ごろ	
発生場所	青森県三沢港北東方沖合14.5海里付近	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年1月23日 仙台・地方事故調査官が、海難報告書を入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報 船種・船名・総トン数 船舶番号 船舶所有者等	漁船第八十八萬漁丸 12トン AM2-5274 個人所有	
乗組員等に関する情報	船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	なし	
損傷	主機、発電機、放電灯安定器及びコンプレッサー等濡れ損	
事故等の経過	本船は、青森県三沢港を出港して昼イカ漁に従事していたところ、平成20年8月6日10時00分ごろ、潤滑油圧力低下警報が作動した。機関室に赴いたところ、浸水しており、僚船に救助を依頼し、応急処置を施したのちえい航され13時50分三沢港に入港した。主機メーカー及び代理店による点検の結果、スタンチューブ給水ホースの継手部分が腐食して折損していた。当時の天候は晴れで、海上は平穏であった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし なし あり スタンチューブ給水ホースの継手部分が腐食により折損して海水が機関室に浸水し、主機等が濡れ損した可能性があると考えられる。
原因	本インシデントは、スタンチューブ給水ホースの継手部分が腐食により折損し、海水が機関室に浸水したため、主機等が損傷したことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	なし	